

事業概略書

事 業 名	指定障害福祉サービス事業者等への指導監査の在り方に関する調査研究
事 業 目 的	<p>行政が、障害者総合支援法等に基づき、職務権限を行使して指定障害福祉サービス事業者等の設置者等に対して指導監査や事実確認調査を行うに際して、当該事業所や施設等の利用者に質問を行う必要が生じる場合がある。</p> <p>行政職員が、利用者に対して説明や質問を行う際には、利用者の障害によるコミュニケーションや認知機能の特性に応じた適切な配慮が必要であり、その有無によっては、利用者に対する事実確認調査の質問の結果として得られる情報の量や正確性に差が生じる。</p> <p>このため、行政職員が事業所又は施設の利用者に対して質問等を行う場合の適切な配慮の在り方に関する行政向けのガイドラインを作成することを目的とする。</p>
事 業 概 要	<p>1 障害福祉サービス事業者等への指導や監査の在り方に関する調査</p> <p>ガイドライン作成にあたり、障害福祉サービス事業者等への指導や監査に関する実態を把握するためのアンケート調査を、47 都道府県及び 20 政令指定都市を対象に行つた。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者等への指導監査における利用者への聞き取りに関するガイドラインの作成</p> <p>障害者支援に知見のある弁護士、医師、司法面接や記録の書き方の研究者、精神障害、発達障害、知的障害に知見のある研究者やソーシャルワーカー等による検討委員会を設置し、「1」の調査結果を参考に、以下の章立てでガイドラインの原稿執筆を依頼し、作成した。</p>
事業実施結果及び効果	<p>都道府県、政令指定都市が、指導・監査で利用者に聞き取りを行った時に困ったことや、利用者への聞き取りに関する苦情を受けたことは、コミュニケーションの難しさ、回答への信ぴょう性といった点が挙げられた。指導や監査時に参考となる職員用のガイドラインは、都道府県 6 件のみであった。</p> <p>ガイドラインへの要望としては、利用者への聞き取りの法的な根拠、利用者への聞き取り面接の記録の仕方、障害の特性と聞き取り上の配慮事項、利用者への聞き取り面接の仕方当が挙げられ、本事業で作成したガイドラインが参考になると思われる。</p>
事 業 主 体	<p>郵便番号 : 114-0015</p> <p>所 在 地 : 東京都北区中里 1-9-10 パレドール六義園北 402 号室</p> <p>法 人 名 : 公益社団法人日本発達障害連盟</p> <p>電話番号/E-MAIL : 03-5814-0391/jlidmf@dream.com</p>

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ 250